

伊佐市農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 28 日（金）午前 9 時 3 分から 10 時 28 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (25 人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	7 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
2 番委員	9 番委員	2 番推進委員	9 番推進委員
4 番委員	10 番委員	3 番推進委員	10 番推進委員
5 番委員	11 番委員	4 番推進委員	11 番推進委員
6 番委員	12 番委員	5 番推進委員	13 番推進委員
		6 番推進委員	14 番推進委員
		7 番推進委員	15 番推進委員

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 6 番委員 7 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づく「地域計画」の策定に係る意見決定について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時03分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。農業者年金の推進、非常にご苦労様でした。今日までの報告ということですのでよろしくお願いします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。6番農業委員と7番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから32ページになります。農業経営基盤強化促進法による解約が122件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。議案1号の所有権移転に関する整理番号2番は、6番農業委員の親族が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、6番農業委員の退席をお願いします。

	(6 番農業委員退席)
議 長	事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転につきまして説明いたします。33 ページをご覧ください。 整理番号 1 番の譲渡人は、姶良郡湧水町田尾原に居住する NT さんです。 譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住する認定農業者の MT さん 67 歳です。 土地の所在地は、伊佐市菱刈下手字江川 540 ほか 5 筆、地目は全て畑、地積は 6 筆合計で 7,150 m²です。申請地は、伊佐市役所菱刈庁舎より西に約 2.6 km に位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された畑です。 整理番号 2 番の譲渡人は、福岡県北九州市門司区長谷に居住する UM さんです。 譲受人は、伊佐市大口平出水に居住する認定農業者の IR さんです。 土地の所在地は、伊佐市大口平出水字馬場 841 番 1 ほか 1 筆、地目は全て田、地積は 2 筆合計で 2,822 m²です。申請地は、伊佐市役所大口庁舎より北西に約 4.5 km に位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された田です。 整理番号 3 番の譲渡人は、鹿児島市自由ヶ丘に居住する MR さん外 6 名です。 譲受人は、伊佐市大口原田に居住する認定農業者の YR さん 30 歳です。 土地の所在地は、伊佐市大口原田字萩原 806 番ほか 4 筆、地目は全て田、地積は 5 筆合計で 5,096 m²です。申請地は、伊佐市役所大口庁舎から南東に約 1.2 km に位置し、農用地区域内農地に指定されているよく管理された田です。 引き続き、貸借について説明いたします。資料 83 ページの総括表をご覧ください。期間は 3 年から 20 年で、面積は 808,938 m²で利用権を設定する者の数が 222 人、設定を受ける者の数は 82 人です。土地の詳細につきましては、資料 34 ページから 82 ページ、番号 1 番から 235 番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。ここで、6番農業委員の入室をお願いします。
		(6番農業委員着席)
議	長	6番農業委員、許可が決定しました。
		————— 議案第2号 —————
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から15番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る2月19日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 UTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 USさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は90歳です。 申請地は、伊佐市大口里字樋之口324番ほか4筆、地目は全て田、地積は5筆合計で3,969㎡の所有移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号2番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、2 月 21 日に現地調査を行いましたので、12 番が報告いたします。 申請人 S J さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 73 歳です。 渡し人 OK さんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は 85 歳です。 申請地は、伊佐市大口青木字地藏免 2524 番 1、地目は田、地積は 966 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 1 名で、通作距離は約 6 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 3 番について、6 番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、2 月 21 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。 申請人 Y T さんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は 67 歳です。 渡し人 K M さんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は 63 歳です。 申請地は、伊佐市大口白木字殿後 237 番 3 ほか 1 筆、地目は全て畑、地積は 2 筆合計で 901 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は自宅と隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 4 番について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 4 番につきまして、去る 2 月 21 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 K G さんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 44 歳です。 渡し人 H S さんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 74 歳です。

		申請地は、伊佐市菱刈川北字立添 2813 番 28 ほか 2 筆、地目は畑が 1 筆と田が 2 筆、地積は 3 筆合計で 1,120 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 4 名で、通作距離は約 1 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 5 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 5 番につきまして、去る 2 月 21 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 NTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 61 歳です。 渡し人 KAさんは、神奈川県横浜市中区長者町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字糍ヶ山 1801 番 5、地目は畑、地積は 2,488 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 1 名で、通作距離は約 1 km 以内にある農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 6 番、7 番について、9 番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 6 番につきまして、去る 2 月 26 日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。 申請人 HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 86 歳です。 渡し人 KTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 92 歳です。 申請地は、伊佐市大口牛尾字岩ノ元 1255 番、地目は田、地積は 688 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 5 名で、通作距離は約 2 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当し

		ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。 続いて、整理番7番につきまして、去る2月26日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は86歳です。 渡し人 DMさんは、熊本県人吉市城本町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口牛尾字岩ノ元1248番ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で3,692㎡の所有権移転売買になります。 申請人の農業従事者は5名で、通作距離は約3km以内にある農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る2月24日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 OHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は54歳です。 渡し人 TSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は53歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字岩本3099番2、地目は田、地積は3,305㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号9番について、5番農業委員の報告を求めます。
5番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 AYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は74歳です。

		渡し人 OKさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は75歳です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字富原994番4、地目は山林ですが現況地目は畑で、地積は203 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、申請人の自宅に隣接しておりで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号10番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 SHさんで、宮崎県小林市南西方に居住される市外住民で年齢は64歳です。 渡し人 SSさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字寺宮1662番213、地目は田、地積は1,331 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約56kmですが申請人の実家から約700mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号11番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る2月26日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 UTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は65歳です。 渡し人 SNさんは、大阪府寝屋川市木屋町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字内村3081番1ほか3筆、地目は田3筆と畑が1筆、地積は4筆合計で3,535 m²の所有権移転贈与になります。

		農業従事者は1名で、通作距離は約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号12番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。 申請人 HHさんは、伊佐市大口元町に居住され、年齢は75歳で新規就農者です。 渡し人 KMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は88歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字満田原161番11、地目は畑、地積は659㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約3km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号13番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 ITさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は77歳です。 渡し人 NKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は75歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字馬場1349番1、地目は田、地積は3,903㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約600mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく

		くお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号 14 番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1	1 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 14 番につきまして、去る 2 月 19 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。 申請人 YKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 66 歳で新規就農者です。 渡し人 KJさんは、東京都世田谷区祖師谷に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口里字八石田 19 番 1、地目は畑、地積は 248 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号 15 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1	1 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 15 番につきまして、去る 2 月 21 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 SKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は 53 歳です。 渡し人 ISさんは、鹿児島市鴨池新町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口目丸字原之山 391 番 2、地目は田、地積は 210 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から15番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数15件について、15件の許可が処分決定いたしました。
		————— 議案第3号 —————
議	長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員		議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月21日に申請人の代理人 Y 行政書士と申請人の立ち合いのもと、5番農業委員、13番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私12番が報告します。 申請人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの HMさんで、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字雁田1072番21の一部、地目は畑で地積は784㎡のうち転用面積は400㎡であります。 農地区分は、第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。 所在地は、徳辺簡易郵便局から北東へ約1.8kmに位置しており、南側は市道、東側は雑種地、北側は宅地、西側は畑であり周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 1 件について 1 件が処分決定いたしました。 ————— 議案第 4 号 —————
議	長	議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番について、去る 2 月 21 日に申請人の代理人 M 行政書士の立ち合いのもと、2 番農業委員、11 番推進委員、私 7 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、私 7 番が報告します。 譲受人は、熊本県熊本市中央区大江にお住いの SK さんで市外住民です。 譲渡人は、神奈川県横浜市中区長者町にお住いの KA さんで市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字糝ヶ山 1801 番 6、地目は畑で地積は 62 m ² であります。 本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。平成 30 年に申請した 5 条許可に基づき設置した時、外周フェンスが一部隣接地に入り込んでいたため分筆し、始末書を添付の上申請するものです。 所在地は、湯ノ尾小学校から北東へ約 700m に位置しており、東側は転用地、西側も転用地、南側は畑、北側は山林となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約

		書、始末書等が添付されております。
		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月21日に申請人の代理人であるN行政書士の立ち合いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私4番が報告します。 譲受人は、京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に所在するK株式会社で一般法人です。 譲渡人は、伊佐市菱刈重留にお住いのSKさんで年齢は79歳です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1333番2、地目は田で地積は1,849㎡であります。 本申請は地上権設定による申請で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。 所在地は、重留郵便局から北東へ約400mに位置しており、南側は宅地、東側は雑種地、北側は市道、西側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われま。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月21日に申請人の代理人 M 行政書士の立ち合いのもと、7番農業委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私2番が報告します。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの MTさんで年齢は80歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの KHさんで年齢は88歳です。

申請地は、菱刈前目字狩迫 4211 番8ほか2筆、地目は全て畑で地積は3筆合計で950㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は資材置場であります。

所在地は、菱刈中学校から北東へ約2kmに位置しており、東側は転用地、西側は宅地、南側は市道、北側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番に

		ついて、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数3件について3件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第5号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る2月21日に申請人の立ち合いのもと、12番農業委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告します。 申請人は、伊佐市菱刈市山にお住いの S I さんです。 申請地は、伊佐市菱刈市山字大丸 923 番 2、地目は田、地積は 161 m²です。 申請地の所在地は、田中小学校から北側へ約 1 kmに位置しており周囲の状況は、東側と西側と南側は宅地、北側は水路であります。 非農地になった時期及び理由としては、平成9年に相続した時点で既に不耕作状態でその後、資材置場として使用しており、既に農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。議案第 5 号「非農地証明願」については、1 件の申請のうち 1 件の非農地証明が決定いたしました。
	————— 議案第 5 号 —————
議 長	議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づく「地域計画」の策定に係る意見決定について提案いたします。担当部局の報告を求めます。
農政課担当	議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づく地域計画案について農業委員会の意見をお伺いいたします。地域計画案につきましては伊佐市内全 13 地区において計画を策定しております。この計画案につきましては昨年度からの関係者との協議結果や、先月から実施しました各地域での説明会による内容を踏まえたものとなっております。関係機関からの意見聴取を踏まえまして来月 3 月末に公告、策定を予定しております。 策定後も年 1 回の定期的な見直しのほか随時見直しを行うこととなりますが、現段階の計画案につきまして農業委員会のご意見を伺いたいと思いますのでご審議くださいますようお願い申し上げます。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
5 番 農 業 委 員	これまでの人・農地プラントと変更になったところがありましたら教えてもらえませんか。
農政課担当	課題、現状等については従来どおりになるかとは思いますが、この内容につきましては、本年度、昨年度の話し合いの結果を踏まえまして内容を記載しております。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。担当部局の説明通り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）

議長 賛成多数。よって、議案第6号農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく「地域計画」の策定に係る意見決定については決定しました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをご覧ください。2月の月例報告をいたします。5日（水）2月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが、案件なしのため欠席しております。21日（金）現地調査を一斉に行いました。本日28日（金）第11回農業委員会総会です。

3月の行事予定ですが、5日（水）3月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日（月）が現地調査予定、28日（金）が第12回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

事務局 事務局からです。皆様から提出いただいている活動記録につきまして、未提出の分がありましたら3月の総会までに提出をお願いします。

事務局 事務局からでございますが、お手元にワンポイント講座17と書かれた農地バンクに関する、県農業会議が作成しました資料を配布しております。これを説明させていただきます。
（資料に基づき説明し終了。）

議長 その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事務局長 以上で、令和6年度第11回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時28分】



前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 6 番

伊佐市農業委員 7 番